

建築物の解体業者

■総合建設業、とび・土工・コンクリート工事業、解体工事業、産業廃棄物処分量などの皆さん

建物の解体工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接建物の解体工事を請け負う場合には、第一種特定製品が設置されていないことが明らかな場合を除き、特定解体工事元請業者となります。

・特定解体工事元請業者は、第一種特定製品の有無について事前確認を行い、発注者に対して書面（事前確認書）を交付して説明することが必要です。（法第19条の2）

■こんなときに第一種フロン類引渡受託者になります。

- ・解体を依頼された建物に空調機器や業務用冷蔵庫が残されている場合には、当該機器からのフロン類回収があいまいにならないように留意が必要です。事前確認の結果確認された第一種特定製品については、発注者にあらかじめフロン類を回収してもらうか、フロン類回収業者へのフロン類の引き渡しを含めて受託することが必要です。後者の場合は第一種フロン類引渡受託者となります。発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）から委託確認書の交付を受けることが必要です。また、委託確認書の回付、保存等の義務が生じます。
- ・フロン類の回収の委託を受けた場合は、回収、破壊等にかかる費用は発注者の負担です。（法第37条）
- ・フロン類のフロン類回収業者への引渡しを再委託する場合には、あらかじめ発注者から書面（再委託承諾書）の交付を受けて承諾を得ることが必要です。（法第19条の3 第4項）
- ・何人も業務用冷凍空調機器中の冷媒フロン類をみだりに放出することは禁止されています。（法第38条）これに違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。（法第55条）十分な確認を行わずに解体作業に着手し、残存している機器からフロン類を大気中に放出させることのないよう留意してください。

機器の販売・設置・維持管理業者

■電気機械器具卸売業、機械器具小売業、冷暖房設備工事業などの皆さん

■こんなときに第一種フロン類引渡受託者になります。

- ・空調機器や業務用冷蔵庫などの機器の入れ替え時に、所有者等から古い機器の引き取り（廃棄、下取り）を依頼された場合には、第一種フロン類引渡受託者となります。依頼者（第一種特定製品廃棄等実施者）から委託確認書の交付を受けることが必要です。また、委託確認書の回付、保存等の義務が生じます。（中古機器として引き取った場合には第一種フロン類引渡受託者ではなく、機器の所有者となります。この場合、機器の廃棄等を行おうとする場合には、廃棄等実施者になります。）
- ・フロン類の回収の委託を受けた場合は、回収・破壊にかかる費用は依頼者（第一種特定製品廃棄等実施者）の負担です。（法第37条）
- ・依頼者はフロン回収のための制度について十分理解していない場合も考えられるので、十分な説明を行ってください。

金属くずリサイクル業者

■鉄スクラップ卸売業、非鉄金属スクラップ卸売業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分量などの皆さん

有償で引き取る場合であっても、引き取った製品を再び冷凍空調機器として使用せず、部品等としてリサイクルする場合には、機器の所有者によるフロン類の回収（回収業者への回収委託・引渡し）が必要です。（法第2条 第5項、第19条）

■こんなときに第一種フロン類引渡受託者になります。

- ・機器の引取と併せて、フロン類の回収も受託する場合には、第一種フロン類引渡受託者になります。依頼者から委託確認書の交付を受ける必要があります。また、委託確認書の回付、保存等の義務が生じます。
- ・何人も業務用冷凍空調機器中の冷媒フロンをみだりに放出することは禁止されています。（法第38条）これに違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。（法第55条）十分な確認を行わずに機器の破碎を行うことなど、機器に残存しているフロン類を大気中に放出させることのないよう留意してください。

フロン類回収業者

■行程管理制度における役割

- ・行程管理が円滑に機能するために中心的な役割を果たすことが期待されており、自ら制度の内容を熟知するとともに、関係者に説明できるようにしておきましょう。

■整備時に回収されたフロン類の引渡し、帳簿の記録

- ・整備時に回収されたフロン類についても、機器の廃棄時に回収されたフロン類と同様にフロン類破壊業者への引渡しが必要です。（法第21条）
- ・帳簿には、整備時に回収したフロン類と機器の廃棄時に回収したフロン類を区分して記録しておくことが必要です。（法第22条 第1項）

■回収したフロン類の閲覧規定の創設

- ・第一種特定製品廃棄等実施者等による帳簿の閲覧規定が新たに設けられました。（法第22条 第2項）いつでも閲覧に応じられるよう記録はきちんとしておきましょう。

